漁港区域内における水面（土地）の占用許可申請について

漁港区域内の水域（公共空地）において、水面の一部を占用する場合は、漁港管理者（県）の許可が必要です。

占用：一定期間、特定の者が独占排他的に使用すること。

許可申請には、次の書類が必要です。

１　提出書類

(1)漁港の区域内における水面（土地）の占用許可申請書（必ず提出してください。）

(2)占用料等（採取料等）減免申請書（岩手県漁港管理条例第９条に該当する場合）

(3)誓約書（必ず提出してください。）

添付書類

２　提出部数　１部

ア　位置図

イ　平面図（漁港区域、海岸保全区域、占用をする区域、等深線等を記入したもの）

ウ　求積図

エ　縦断面図（工作物の設置を伴う場合に限る）

オ　横断面図（工作物の設置を伴う場合に限る）

カ　構造図　（工作物の設置を伴う場合に限る）

キ　安定計算書（工作物の設置を伴う場合に限る）

ク　利害関係者の承諾書

ケ　他の行政庁の許可申請書の写し等

コ　契約書（写し）

サ　工事工程表（写し）

シ　船舶明細書（写し）

ス　船舶検査証書（写し）

〈送付先・問い合わせ先〉

岩手県 沿岸広域振興局水産部 漁港管理課 計画管理ｸﾞﾙｰﾌﾟ

担当 　平田

住所 〒026-0043　岩手県釜石市新町６-50

電話 0193-25-2706　内線 332

FAX　0193-21-1149（FAXでの申請はできません。）

令和　　年　　月　　日

沿岸広域振興局長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏名又は名称　　　　　　　　　　㊞

　　漁港の区域内における水面（土地）の占用許可申請書

　次のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において、水面（土地）の一部を占用したいので、漁港漁場整備法第39条第１項の規定により、関係書面等を添付して申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 漁港名 | 漁港 |
| 占用の目的 |  |
| 占用の場所 |  |
| 占用する土地に設置する施設の名称 |  |
| 占用する面積 | 　　　　　　　　　　　㎡ |
| 占用期間 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで |
| 連絡先（担当者） | （ふりがな）氏　　　　名携帯電話番号　 |

漁港漁場整備法施行細則様式第7号（第6条関係）

令和　　年　　月　　日

沿岸広域振興局長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏名又は名称　　　　　　　　　　㊞

　　　占用料等（採取料等）減免申請書

　次に掲げる理由により占用料等（採取料等）の減免を受けたいので申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　減免を受けようとする理由

　　岩手県漁港管理条例施行規則第９条第　号該当

２　減免を受けようとする額又は割合

　　全額

３　その他

漁港管理条例様式第９号（第９条の３条関係）

岩手県漁港管理条例施行規則（昭和39年2月21日　規則第10号）抜粋

（減免等の基準）

**第９条**　条例第13条第３項（第14条第２項において準用する場合を含む。）の規定により占用料等又は採取料等の減免につき特別の理由があると認める場合は、次の基準によるものとする。

(１)　国、都道府県、市町村その他公共団体において公用又は直接公共の用に供するとき（占用料等に係る場合に限る。）。

(２)　県が行う事務又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業を行う団体が、その事務又は事業のために直接占用し、使用し、又は採取するとき。

(３)　漁港関係工事用の工作物を仮設し、資材等置場として工事請負人が占用し、又は資材運搬等のため停係泊施設として工事請負人が使用するとき。

(４)　天災その他の不可抗力又は許可を受けた者の責めに帰することができない理由により占用、使用又は採取が不可能となったとき。

(５)　漁港の利用を増進するものであって、営利を目的としないものであるとき（採取料等に係る場合に限る。）。

(６)　前各号に掲げる場合のほか、県の行政遂行上特に必要があると知事又は局長が認めたとき。

様式第９号（第９条の３関係）

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

沿岸広域振興局長　様

住所

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

私（当社）は、　　　　　　漁港内において、甲種漁港施設占用等許可を受けた場合は、次のことについて誓約いたします。

記

１　占用等期間中にあっては、自己の責任において占用等物件の管理を適切に行います。

２　占用等期間中に、万一天災その他の不可抗力により占用等物件（私（当社）が設置した工作物を含む。）が被災した場合であっても、岩手県に対して損害賠償等の請求は一切いたしません。

３　占用等期間中に、占用場所において、岩手県が災害復旧工事等を施工する場合は、自己負担により占用等物件を撤去します。